

行政說明資料

1. 児童虐待防止対策について

児童相談所における児童虐待相談対応件数

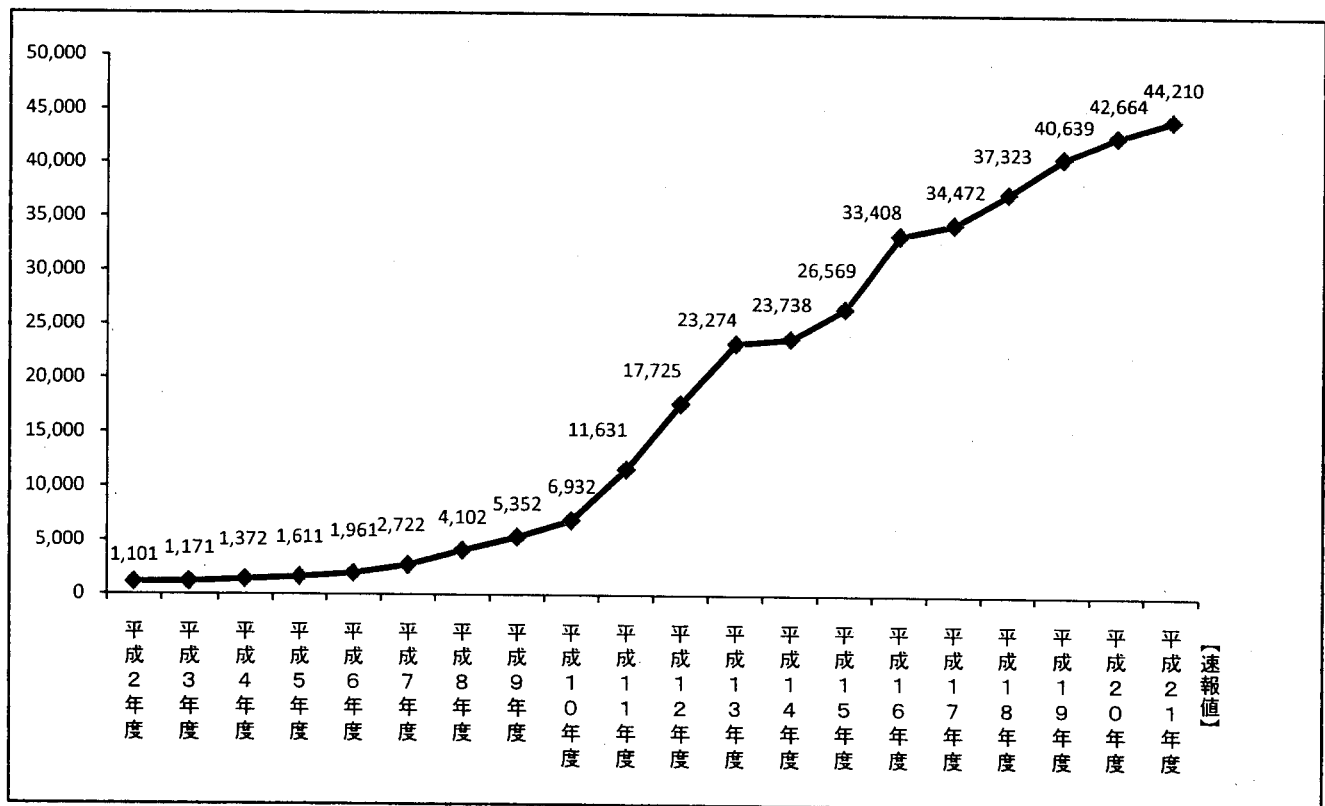
1. 児童相談所における児童虐待相談対応件数

平成21年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数

44,210件(速報値)

【参考】児童虐待相談対応件数の推移

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (速報値)
件数	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,210
対前年比	102.0%	111.9%	125.7%	103.2%	108.3%	108.9%	105.0%	103.6%

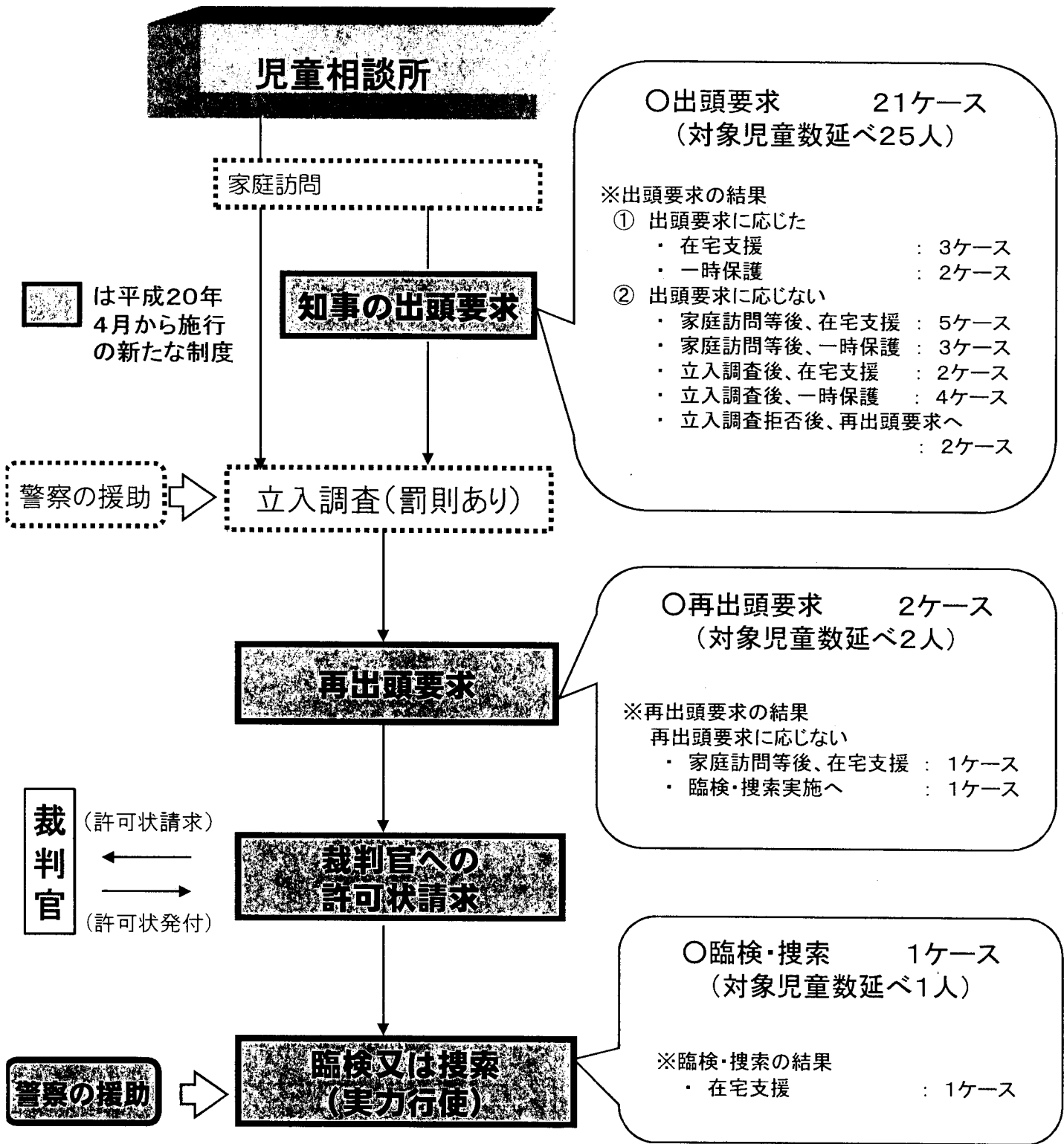


児童相談所における児童虐待相談対応件数(対前年度比較、都道府県別)

都道府県・指定都市・ 児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度 増減率
	20年度	21年度 (速報値)	対前年度 増減件数	
1 北海道	1,023	1,055	32	1.03
2 青森県	445	475	30	1.07
3 岩手県	273	293	20	1.07
4 宮城県	670	609	▲ 61	0.91
5 秋田県	249	217	▲ 32	0.87
6 山形県	258	246	▲ 12	0.95
7 福島県	238	200	▲ 38	0.84
8 茨城県	536	718	182	1.34
9 栃木県	508	486	▲ 22	0.96
10 群馬県	539	526	▲ 13	0.98
11 埼玉県	2,186	2,070	▲ 116	0.95
12 千葉県	2,339	2,295	▲ 44	0.98
13 東京都	3,229	3,339	110	1.03
14 神奈川県	2,523	2,146	▲ 377	0.85
15 新潟県	524	539	15	1.03
16 富山県	298	257	▲ 41	0.86
17 石川県	199	250	51	1.26
18 福井県	142	151	9	1.06
19 山梨県	401	404	3	1.01
20 長野県	530	517	▲ 13	0.98
21 岐阜県	559	450	▲ 109	0.81
22 静岡県	521	600	79	1.15
23 愛知県	805	637	▲ 168	0.79
24 三重県	395	541	146	1.37
25 滋賀県	716	745	29	1.04
26 京都府	371	376	5	1.01
27 大阪府	2,955	3,270	315	1.11
28 兵庫県	1,242	1,154	▲ 88	0.93
29 奈良県	605	639	34	1.06
30 和歌山県	431	423	▲ 8	0.98
31 鳥取県	86	68	▲ 18	0.79
32 島根県	178	139	▲ 39	0.78
33 岡山県	915	759	▲ 156	0.83
34 広島県	1,077	1,182	105	1.10
35 山口県	251	272	21	1.08
36 徳島県	391	401	10	1.03
37 香川県	489	569	80	1.16
38 愛媛県	319	272	▲ 47	0.85
39 高知県	184	155	▲ 29	0.84
40 福岡県	839	849	10	1.01
41 佐賀県	109	119	10	1.09
42 長崎県	285	197	▲ 88	0.69
43 熊本県	391	354	▲ 37	0.91
44 大分県	522	546	24	1.05
45 宮崎県	287	365	78	1.27
46 鹿児島県	135	113	▲ 22	0.84
47 沖縄県	408	435	27	1.07
48 札幌市	621	620	▲ 1	1.00
49 仙台市	378	340	▲ 38	0.90
50 さいたま市	550	515	▲ 35	0.94
51 千葉市	406	360	▲ 46	0.89
52 横浜市	2,146	2,466	320	1.15
53 川崎市	736	715	▲ 21	0.97
54 新潟市	319	266	▲ 53	0.83
55 静岡市	183	279	96	1.52
56 浜松市	168	228	60	1.36
57 名古屋市	720	741	21	1.03
58 京都市	622	611	▲ 11	0.98
59 大阪市	871	1,606	735	1.84
60 堺市	528	560	32	1.06
61 神戸市	312	381	69	1.22
62 岡山市	-	262	262	-
63 広島市	301	451	150	1.50
64 北九州市	374	316	▲ 58	0.84
65 福岡市	342	495	153	1.45
66 横須賀市	362	349	▲ 13	0.96
67 金沢市	149	226	77	1.52
全国	42,664	44,210	1,546	1.04

平成21年度において実施された出頭要求等について

○ 平成20年4月より、児童の安全確認・安全確保の強化の観点から、解錠等を可能とする新たな立入制度等が創設された。平成21度において実施された新制度の実施状況は以下のとおり。



注: 数値は、平成21年4月1日～平成22年3月31日までの間に、都道府県、指定都市、児童相談所設置市で実施した件数

平成21年度において実施された出頭要求等の事例

出頭要求

【事例1】

背景

- ・外国人家庭について、虐待の疑いがあるとの通告。
- ・児童相談所が家庭訪問や電話連絡を行うが児童の安全確認ができない状況のため出頭要求。

出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じる。
- ・日本語で説明ができないため、児童相談所の訪問等を避けていたとのこと。
- ・虐待がないことを確認する。また、保育所の利用希望に対応する。

【事例2】

背景

- ・近隣住民から、児童の姿を屋外で見ないとの通告。
- ・家庭訪問の際に児童の発達の遅れを確認。後日、保健師と訪問することを約束するが、その後保護者との接触が不能となったため出頭要求。

出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じる。
- ・児童の発育に遅れが見られることから、保護者の同意を得て一時保護。

【事例3】

背景

- ・近隣住民から、保護者の怒鳴り声、児童の泣き声、大きな音を心配しての通告があり、市が家庭訪問をするも玄関を開けず児童の目視ができない状況。
- ・児童相談所も家庭訪問するが、玄関を開けず児童の安全確認ができないため、同日、出頭要求。

出頭要求後の状況

- ・「出頭はしないが、家庭訪問には応じる」との連絡により訪問。
- ・児童の安全を確認し、児童福祉司指導とする。

【事例4】

背景

- ・児童の友人の保護者より不登校とネグレクトの疑いの通告。
- ・学校への確認で、保護者と連絡が取れず児童の安全が確認できていないことから、出頭要求。

出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じないため、祖母の同行の協力を得て家庭訪問を実施し、一時保護。

【事例5】

背景

- ・母親が飛び込み出産したことや母親に精神的に不安定な様子が見受けられたことなどから、児童の確認と健診のため区役所と保健所が家庭訪問し支援を開始するが、その後、母子との連絡が取れなくなる。
- ・児童相談所も関係機関と連携して家庭訪問するが応答がない状況。

出頭要求後の状況

- ・出頭指定日に精神的に不安定で出頭できない旨の連絡。その後、家庭訪問するも応答がないため、立入調査を実施。
- ・児童及びそのきょうだいに発育の遅れなどが見られたことから一時保護後、保護者の同意を得て施設入所措置とする。

再出頭要求

【事例6】

背景

- ・不登校などにより、保護者に、生活全般の改善、小学校への登校、家庭訪問や電話連絡に応ずることを約束させて在宅支援としていたケース。
- ・約束事項が守られず、家庭訪問をしても家に鍵がかけられ会えない状況。ネグレクトの疑いがあることから、出頭要求、立入調査を試みるが応じないため、再出頭要求。

再出頭要求後の状況

- ・再出頭要求に応じないが、叔母との連絡で児童の安全を確認。
- ・同日、保護者及び児童が来所面接に応じたことから、学校への登校を約束させ在宅支援とする。

臨検・搜索

【事例7】

背景

- ・不登校の状況が続いており、学校や教育委員会の就学督促に応じないことから通告に至ったケース。
- ・家庭訪問を試みるが、在宅の気配はあるものの一切応答はなく、保護者との接触ができない状況。
- ・子どもの安全確認のため、出頭要求、立入調査、再出頭要求を行うが応じないため家庭裁判所に臨検・搜索許可状の請求を行う。

臨検・搜索後の状況

- ・許可状交付後、同居する子どもの叔母を説得して解錠し、警察等の援助のもと臨検・搜索を実施。
- ・身体的虐待やネグレクトは認められず、保護者が学校に行かせないことについて来所面接に応じたことから、児童福祉司指導とする。

対 象

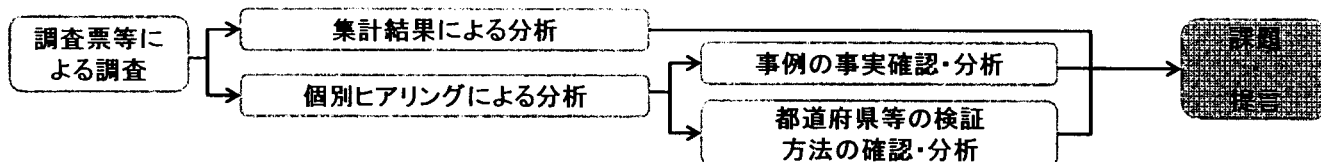
- 厚生労働省が関係都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む）に対する調査により把握した、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの12ヶ月間に発生又は明らかになった（※1）児童虐待による死亡事例

	6次報告			5次報告（※2、※3）		
	心中以外	心中 （未遂を含む）	計	心中以外	心中 （未遂を含む）	計
例数	64	43	107	73(56)	42(34)	115(90)
人数	67	61	128	78(61)	64(53)	142(114)

- （※1）対象期間に認知された過去の事例も含まれる
- （※2）第5次報告は、平成19年1月から平成20年3月までの間
- （※3）第5次報告のかっこ内の数字は、平成19年4月から平成20年3月までの間の件数（人数）

調査・分析方法

- 調査票による調査ののち、関係都道府県等において検証が実施された事例の中で、関係機関の関与があった一部の事例について、ヒアリングを実施した。



集計結果による分析 ～ 「心中以外」 ～

- 死亡した子どもの年齢では0歳児が39人（59.1%）（前年37人（47.4%））であり、そのうち0ヶ月児が26人（66.7%）（前年17人（45.9%））と集中。また、0ヶ月児のうち、日齢0日16人（0ヶ月児の61.5%）となっている。
- 実母の妊娠期・周産期の問題では、「望まない妊娠」（全体の31.3%、日齢0日児の68.6%）、「妊婦健診未受診」（全体の31.3%、日齢0日児の75.0%）、「母子健康手帳未発行」（全体の29.9%、日齢0日児の81.3%）が多く見られ、特に日齢0日児において顕著となっている。 ※ 数値は有効割合
- 乳幼児健診の未受診率は、3～4ヶ月児健診で7例（26.9%）（前年：3例（11.5%））、1歳6ヶ月児健診8例（47.1%）（前年3例（17.6%））で増加している。
- 養育者の心理的・精神的問題では、実母の場合は「育児不安」（25.4%）、「養育能力の低さ」（15.9%）、「衝動性」（12.7%）に該当する割合が高く、実父の場合は「攻撃性」（20.6%）、「衝動性」（17.6%）、「怒りのコントロール不全」（17.6%）に該当する割合が高い。
- 「児童相談所が関わっていた事例」は7例（10.9%）（前年15例（20.5%））で、「関係機関の関与がなかった事例」は14例（21.9%）（前年：13例（17.8%））となっている。

（特記なきものは構成割合を表す）

集計結果による分析 ～「心中」～

- 「心中」の事例は、保護者の死亡等により各事例の背景等の把握が困難であり、十分な分析はできなかったが、死亡した子どもの年齢にばらつきがあることや、1事例で複数の子どもが犠牲になることが多い特徴は続いている。
- 「心中」の事例における保護者の年齢は、19歳以下はなく、20～24歳2例(4.8%)と低く、35～39歳と40歳以上でそれぞれ13例(31.0%)と多い。

個別ヒアリング調査の結果 ～事例に関するもの～

ヒアリングを実施した結果、一部に次のような事例がみられた。

1. 双子に関するリスクケースの発見と予防的支援

- 双子の育児は、母親によっては大きな負担になり、他のリスク要素が重ならないよう注意して接し、他のリスク要素の解消に向けた予防的な支援を行う必要があるが、十分行われていない。

2. 虐待の気づき・発見

- 住民、関係機関からの虐待通告、虐待を受けている子ども本人やそのきょうだいからの相談があった時の、直接の子どもの安全確認、リスクアセスメント、要保護児童対策地域協議会での協議を通じた情報の共有等が十分ではない。

3. 通告・相談があった場合の対応

- 虐待の事実確認を行うために子どもと面接して得た情報について、子どもの安全を確保せずに保護者に直接的な質問や言い回しによる確認が行われている。

3

4. 情報収集とアセスメント

- 面接だけでなく家庭訪問により、きょうだいの状況を含め、実際の家庭内の状況が確認されていない。
- 家族の生育歴や内縁男性の存在を含む養育環境など、家族についての様々な情報を支援経過を通して収集し、再アセスメントを行う必要があるが、十分ではない。

5. 受傷機転不明のけが

- 受傷機転不明のけががあるが、虐待の事実の有無が確認されないという理由で、一時保護等の措置が取られていない。

6. 入所措置解除、再一時保護とアセスメント

- 保護者や親族の執拗な引き取り要求に抵抗できず、家庭復帰を認めてしまったり、一度措置解除の方針を決定・実施後、受傷機転不明の怪我等が発生した場合、再度一時保護等の措置が行われていない。

7. 要支援ケースの移管、引き継ぎ

- 要支援家庭が転居した後、転居先の地方自治体へのケース移管、引き継ぎ、連絡等が十分行われていない。

8. 乳幼児健診が医療機関に委託されている場合の連携

- 乳幼児健診で育児不安等のリスク情報を把握したが、実母への保健センターの紹介・斡旋、保健センター等への情報提供が行われていない。
- 乳幼児健診委託先の医療機関に対し、情報の伝達を促進するための取組が十分に行われていない。

4

地方公共団体への提言

1. 発生予防

- 望まない妊娠や計画しない妊娠を予防する方策と、望まない妊娠について悩む者への相談体制の整備を充実させるとともに、相談できる場所について周知徹底すべき。
- 要保護児童として支援が必要な事例は、市町村と連携し、児童相談所が関与してケースマネジメントを行うべき。

2. 通告についての広報・啓発

- 通告が子どもや保護者への支援につながることもあることを周知すべき。

3. 虐待の気づき・発見

- 家庭状況に関する情報の記録と、複数人による対応検討を実施すべき。
- 乳幼児健康診査未受診者の把握に努め、家庭訪問等により受診勧奨するとともに、必要な場合は子どもの安全確認を行うべき。
- 医療機関からの通告があった場合は特に危機感を持って対応するとともに、日頃から医療機関からの情報提供を促進するために連携体制を強化しておくべき。

5

4. 通告・相談があった場合の対応(情報収集の方法)

- 子どもから得た情報をそのまま保護者に確認してはいけないことが、虐待対応の基本的事項の一つであることを確認すべき。

5. 情報収集とアセスメント

- アセスメント実施のために、きょうだい、家族の生育歴、養育環境、DVの有無等の家庭内の状況についての情報収集を、支援の開始時だけでなく支援の過程においても、継続的に行うべき。

6. 入所措置解除、再一時保護とアセスメント

- 子どもを家庭復帰させる場合の判断は、子どもの福祉が最優先されるべきで、保護者の希望で判断されるべきでない。
- 児童福祉法第28条による施設入所の期間満了が迫っていても、子どもや家庭の状況によっては、家庭復帰の延期、中断、再一時保護の実施を検討すべき。

7. 転居に伴う要支援ケースの移管、引き継ぎ

- 要支援家庭が転居した場合の、地方公共団体間でのケース移管、引き継ぎ、連絡等を徹底すべき。
- 都道府県は管内における要支援家庭の転居の際、確実な情報提供が行われる体制を整備すべき。

6

8. 乳幼児健診が医療機関委託となっている場合の連携

- 市町村が健診を医療機関等に委託している場合、健診結果に異常が認められない場合でも、支援が必要と考えられる場合に医療機関から情報提供されるように、連携体制の構築を進めるべき。

9. 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の活用

- 市町村が、医療機関等から虐待の通報を受けた場合や要保護児童等の情報を受けた場合、確実に子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の協議対象とし、必要な支援を行うべき。
- 個別ケース検討会議では、情報共有した上で課題を明確にし、支援方針や具体的な支援内容、役割分担について明確に決定し、適切な支援につなげるべき。

10. 子ども虐待に対応する職員に対する研修の着実な実施

- 子ども虐待に対応する職員に対して、確実に研修を受講させるべき。
- 関係機関が合同で研修を受講する機会を設定すべき。

11. 地方公共団体における重大事例の検証

- 検証は、第三者による委員で構成される組織で行うこととし、検証組織の委員構成は検証事例の特性に応じたものとするべき。
- 検証組織から受けた提言については確実に実行するとともに、進捗状況を確認し、定期的に検証組織に報告すべき。

7

国への提言

1. 発生予防

- 望まない妊娠を予防するための方策と、望まない妊娠について悩む者への相談体制を更に充実し、関係機関等と一体となり取組を継続すべき。

2. 通告についての広報・啓発

- 虐待発見時の児童相談所等への通告義務や、通告した人の秘密が守られること、児童相談所全国共通ダイヤルの周知などを図るべき。

3. 虐待の気づき・発見

- 本報告における地方公共団体への提言内容について、研修等あらゆる機会を活用して周知すべき。

4. 要支援ケースの移管・引き継ぎ

- 要支援家庭が転居した場合の地方公共団体間でのケース移管、引き継ぎ、連絡等が徹底されるよう、ケース移管等の方法を例示し、地方公共団体に周知すべき。

5. 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の活用

- 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)が効果的に活用されるために地方公共団体から必要な情報収集をしつつ、実践例を地方公共団体に示すべき。

6. 地方公共団体における検証

- 地方公共団体の検証報告書で示された提言への地方公共団体の取組状況を把握すべき。
- 地方公共団体の検証報告書が、児童虐待防止対策に携わる者に広く活用されるような方策を講じるべき。

8

本委員会で指摘した虐待による死亡が生じ得るリスク要因 (第1次～6次の検証結果より)

保護者の側面

- 保護者等に精神疾患がある、あるいは強い抑うつ状態である
- 妊娠の届出がされていない
- 母子健康手帳が未発行である
- 特別の事情がないにもかかわらず中絶を希望している
- 医師、助産師が立ち会わないで自宅等で出産した
- 妊婦健診が未受診である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 妊産婦等との連絡が取れない
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 乳幼児にかかる健診が未受診である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 子どもを保護してほしい等、保護者等が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者等が虐待を否定
- 過去に心中の未遂がある
- 訪問等をして子どもに会わせてもらえない
- 双子を含む複数人の子どもがいる

子どもの側面

- 子どもの顔等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 保護施設への入退所を繰り返している

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子がおかしいと情報提供がある
- きょうだいに虐待があった
- 転居を繰り返している

援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)が一度も開催されていない
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確に決まっていない

※子どもが低年齢、または離婚等により一人親の場合であって、上記に該当する場合は、特に注意して対応する必要がある。

⑨

雇児総発0728第1号
雇児母発0728第1号
平成22年7月28日

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市
児童相談所設置市 } 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

母子保健課長

児童虐待防止対策の推進について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会により「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第6次報告）（以下「6次報告」という。）が取りまとめられるとともに、平成21年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数（速報値）及び平成21年度において実施された出頭要求等を取りまとめたので送付する。

については、6次報告の内容を把握し、その内容や下記の事項に留意の上、児童虐待の対応の徹底に努めて頂くとともに、管内関係機関及び管内市区町村に対して周知方を願います。

なお、6次報告については、都道府県教育委員会及び都道府県警察には、それぞれ文部科学省及び警察庁から送付されるとともに、周知を図るための通知（達）が発出される予定であることを申し添える。

※ 6次報告については、厚生労働省のホームページにも掲載している。

記

1 第6次報告の周知について

国においては、子ども虐待による死亡事例等重大事例が発生した際の検証を、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づき、「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において、各地方公共団体からの報告等を基に実施しているところである。

今般公表された6次報告では、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の事例について分析検証されるとともに、「虐待を受けた児童の安全確認・安全確保及び児童虐待による死亡事例等の検証等について」（平成20年8月1日付け雇児総発0801002号）に基づき、地方公共団体が行った子ども虐待による死亡事例の検証状況についての検証も行われ、発生事例及び地方公共団体の検証方法について課題を明らかにするとともに、具体的な改善策が提言されているので、報告内容を熟知していただき、貴自治体における児童虐待防止対策の充実に資されたい。

2 児童虐待の対応体制の充実について

(1) 相談しやすい体制の整備

6次報告においては、生後間もない日齢0日で死亡した事例が相当数あり、これらの事例については、日齢1日以上で死亡した事例に比べ妊婦健診の未受診や母子健康手帳の未発行などの割合が高い結果であった。また、望まない妊娠や計画しない妊娠を予防するための方策と妊娠に悩む者が相談をしやすい体制の整備、相談先の周知徹底が提言されている。

このような死亡事件防止のためには、妊娠期から関係機関が関わりの端緒をつかみ支援につなげることが必要と考えられるので、妊娠について悩む者が相談できる体制の充実と相談できる機関についての周知を徹底するとともに、妊娠の早期届出や妊婦健診の受診勧奨に努めること。

(2) 地域ぐるみの児童虐待対応について

児童虐待への対応は、市町村や児童相談所を始め、関係機関が連携して取り組むとともに、地域住民の力を結集することが重要であることから、地域住民が児童虐待対策に意識を向けるように、ホームページや広報誌等により、通告先だけでなく虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は速やかに通告する義務があること、通告者の秘密は守られること、通告が子どもや保護者への支援につながることをこれまでで

上に積極的に周知すること。

また、通告や相談の最初の接触は、電話を使用するケースが多いと考えられることから、児童相談所の全国共通ダイヤル「0570-064-000」の周知に努めること。

(3) 母子保健施策と児童虐待対応の一体的な取組について

乳幼児健康診査（以下「乳幼児健診」という。）の未受診は、児童虐待のリスク要因のひとつとして挙げられており、今回の6次報告においても、乳幼児健診の未受診率は1歳6か月児健診で5割弱、3歳児健診で2割強であり、一般の未受診率を上回ることが報告され、乳幼児健診未受診者については、その把握に努め、家庭訪問等により受診勧奨するとともに、子どもの安全確認を行うべきことが提言されている。

これらのことから、乳幼児健診を担当する部署は、乳幼児健診等の機会を通じて、未受診者の把握と訪問等による受診勧奨を徹底するとともに、受診勧奨を行ってもなお未受診の状態が続いている場合には、当該家庭に関する情報を集約して、児童福祉担当部署、要保護児童対策地域協議会調整機関等を交えて対応を検討し、子どもの状態を確認することを徹底すること。

なお、子どもの状態がどうしても確認できない場合には、市町村から児童相談所に事例の送致を行い、立入調査等により安全確認を実施するなど、子どもの安全を第一に考えた対応に努めること。

(4) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について

今回、取りまとめられた「6次報告」では、児童相談所や市町村等関係機関が関わりのあった事例で死亡に至った事例は減少しているものの、死亡事例の中には、基本的な対応に課題があったと考えられる事例もあることから次の点について対応を徹底すること。

子どもの安全確認・安全確保の徹底について

◎児童相談所等関係機関の関与がありながら虐待死を防げなかった事例の存在

48時間ルール徹底

- ・情報提供であっても死を招く子ども虐待の可能性の認識
- ・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

ためらわず必要な場面での一時保護の実施

- ・保護者の同意が得られない場合であっても子どもの安全を最優先にした実施
- ・虐待の確証が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

臨検・捜索制度等の積極的な活用

- ・長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等における積極的な活用
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応

関係機関との連携

- ・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要
- ・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

3 児童虐待に対応する職員の専門性の確保について

児童虐待は、家族の過去から現在に渡る複雑かつ多様な問題に起因しており、この問題を適切に把握して的確に対応する職員には、医療・保健・福祉・心理等の様々な分野の知識と援助技術を備えることが必要である。このため、児童相談所及び市区町村（児童虐待への対応部署）の職員には、社会福祉援助技術を持った専門職等の確保・配置に努めるとともに、研修等についても機会の拡充及び内容の充実等を図ること。

児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

【研究会報告書のとりまとめ】

- 法務省が主となって進めてきた「児童虐待防止のための親権制度研究会」(学者、弁護士、実務家、法務省、厚生労働省、最高裁判所事務総局等で構成)において、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて議論・検討が行われ、平成22年1月22日に報告書がとりまとめられた。
- 報告書には、次の事項の論点整理等が盛り込まれている。
 - ① 親権喪失制度の見直し、親権の一時的制限制度及び一部制限制度の創設等
 - ② 施設入所等の措置又は一時保護が行われている場合に親権を部分的に制限する制度の創設等
 - ③ 法人による未成年後見の導入、親権者等がいない児童等についての親権行使の在り方
 - ④ 接近禁止命令の在り方
 - ⑤ 保護者に対する指導の実効性を高めるための方策
 - ⑥ 懲戒権・懲戒場に関する規定の見直し

現行の親権制度は、民法において、親権を行う者は、子の監護及び教育(820条)、居所の指定(821条)、懲戒(822条)、職業の許可(823条)、財産の管理(824条)の権限を有すること。一方、親権喪失は、親権の濫用又は著しく不行跡がある場合として規定(834条)している。

現状では、

- ・ 懲戒権を盾に虐待を正当化する親の存在。
- ・ 親権者の親権と児童福祉施設長等の監護権の優先関係が明確でないため、児童の福祉に必要な措置をとることが困難。
- ・ 親権を止めるには親権の全てを喪失させる制度しかないため制度利用に躊躇。
- ・ 未成年後見人の引受手が少ない。

等々の問題が、児童福祉の現場等で生じている。

【今後の対応】

- 法務省は、報告書を受けて平成22年3月25日から法制審議会「児童虐待防止関連親権制度部会」で検討を開始している。
- 厚生労働省では、法務省の動きと併せて、児童福祉法等の改正が必要な事項について検討を行うため、平成22年3月31日から社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」で検討を開始しており、今後、概ね1年をかけて検討を行う予定。

研究会報告書における主な論点

※ ○は主に民法に係る論点、●は主に児童福祉法又は児童虐待防止法に係る論点である。

○ 現行の親権喪失制度の見直し

・ 親権喪失原因の見直し

研究会報告書では、親権の濫用又は著しい不行跡とされている現行の親権喪失原因について子の利益の観点を中心とした規定とすべきであるとした上で、そのような見直しを行う場合の原因の定め方について論点整理がされている。

・ 親権喪失の申立人に子を加えること

研究会報告書では、申立人に子を加えるべきとの意見が紹介された上で、その問題点も併記されている。

21 ○ 親権の一時的制限制度の創設等

・ 家庭裁判所の審判により親権を一時的に制限する制度の創設の可否・可否

・ 同制度を創設する場合の制度設計の在り方

研究会報告書では、親権の一時的制限制度を設けることが考えられるとした上で、その制度設計について論点整理がされている。

● 施設入所等の措置又は一時保護が行われている場合に親権を部分的に制限する制度の創設等

・ 施設長等の権限が親権に優先する制度の創設の可否・可否

研究会報告書では、施設長、里親等及び児童相談所長の児童の監護等に関する権限が親権者の親権に優先するものとする事が考えられるとした上で、その制度設計について論点整理がされている。

・ 一時保護についての見直し

研究会報告書では、行政の判断のみによる一時保護について、裁判所の関与の在り方を含め、現行の一時保護の期間について見直しが必要かどうかについて、論点整理がされている。

○ 親権の一部制限制度の創設等

- ・ 家庭裁判所の審判により親権の一部を制限する制度の創設の要否・可否
- ・ 同制度を創設する場合の制度設計の在り方

研究会報告書では、親権の一部制限制度を設けることについての積極意見・消極意見が挙げられた上で、仮に設けるとした場合のあり得べき具体的制度設計について論点整理がされている。

○ 法人による未成年後見の導入

- ・ 法人を未成年後見人に選任することができるものとする要否・可否

研究会報告書では、法人を未成年後見人に選任することができるものとすべきとの意見が紹介された上で、その問題点も併記されている。

22

● 親権者等がない児童等の取扱い

- ・ 里親等委託中又は一時保護中の児童に親権者等がない場合に、児童相談所長等が親権を行うものとする制度の創設の要否・可否

研究会報告書では、里親等委託中又は一時保護中の児童について、親権者等がないときには、児童相談所長等が親権を行うものとする考えられるとした上で、その制度設計について論点整理がされている。

- ・ 施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者等がない場合に、児童相談所長が親権を行うなどする制度の創設の要否・可否

研究会報告書では、施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者等がない場合でも、その福祉のため必要があるときには、児童相談所長が親権を行い、又は、児童相談所長を未成年後見人に選任することができるようにすることが考えられるとした上で、その問題点も併記されている。

● 接近禁止命令の在り方

- ・ 強制入所等以外の場合に接近禁止命令を可能とすることの要否・可否

研究会報告書では、平成19年改正によって創設された接近禁止命令の制度の対象を拡大することなどについての論点整理がされている。

● 保護者に対する指導の実効性を高めるための方策

- ・ 保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方

研究会報告書では、家庭裁判所が保護者に対する指導に現行制度以上に関与することについて積極意見・消極意見が挙げられた上で、仮にそのようにする場合のあり得べき関与の在り方について論点整理がされている。

23 ○ 懲戒権・懲戒場に関する規定の見直し

- ・ 懲戒権・懲戒場に関する民法第822条を削除することの要否・可否

研究会報告書では、民法第822条を削除すべきとの意見が紹介された上で、この点を検討するに当たって考慮すべき事項について整理がされている。

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(抜粋)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する中間試案」 に関する意見募集

法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会では、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法の親権に関する規定を見直すことについて審議を行ってきましたが、この度、これまでの審議の結果を中間試案として取りまとめました。

そこで、法務省民事局参事官室では、この中間試案を公表して、広く皆様の御意見を伺うことといたしました。また、中間試案の公表に際し、その補足説明も作成しましたので、併せて御参照ください。

今後は、法制審議会において、寄せられた御意見を踏まえて審議を行い、法律案要綱を決定する予定です。

なお、いただきました御意見につきましては、当参事官室において取りまとめた上、今後の法制審議会の審議の参考にさせていただきますが、提出された方の氏名（法人その他の団体においては、名称）、御意見の内容等を公開する可能性があること及び個々の御意見に直接回答することはないことをあらかじめ御了承願います。

意見募集要領

1 意見募集期間

平成22年8月6日（金）～平成22年9月10日（金）

2 意見送付要領

住所（市区町村までで結構です。）、氏名、年齢、性別及び職業を記入の上（差し支えがあれば、一部の記載を省略しても構いません。）、電子メール、郵送又はファックスにより、日本語にて意見募集期間の最終日必着で送付して下さい。

なお、電話による御意見には対応することができません。

3 あて先

法務省民事局参事官室

・郵送：〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

・FAX：03-3592-7039

・電子メール：minji16@moj.go.jp

4 問い合わせ先

法務省民事局参事官室

TEL：03-3580-4111（内線2463）

児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する中間試案

第1 親権制限に係る制度の見直し

現行民法では、未成年の子は、父母の親権に服し（第818条第1項）、親権を行う者（親権者）は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う（監護権。第820条）とともに、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する（管理権。第824条）ものとされている。

また、現行民法には、家庭裁判所の審判により、親権を行う父又は母が親権の全部を行うことができないようにする制度として親権の喪失制度（第834条）があり、親権の一部を行うことができないようにする制度として管理権の喪失制度（第835条）がある。

父又は母は、親権の喪失の審判がされると、親権の全部を行うことができなくなり、管理権の喪失の審判がされると、親権の一部である管理権を行うことができなくなる。その結果として、親権の全部又は管理権を行う者がいなくなった場合には、未成年の子について未成年後見が開始し（第838条第1号）、未成年後見人が選任されることとなる（第840条）。

未成年後見人は、基本的に、親権者と同一の権利義務を有する（第857条、第859条）が、管理権の喪失の審判がされた場合の未成年後見人は、財産に関する権限のみを有する（第868条）。

親権又は管理権の喪失の審判がされた後、その原因が消滅した場合には、親権又は管理権の喪失の審判は、これを取り消すことができ（第836条）、その結果、父又は母は、親権の全部を行うことができるようになる。この場合には、開始していた未成年後見は当然に終了し、未成年後見人も当然にその法的地位を失う。

なお、現行民法には、あらかじめ一定の期間に限って親権又は管理権を行うことができないようにする制度はなく、管理権の喪失制度のほかには、親権の一部を行うことができないようにする制度もない。

現行の親権の喪失制度については、①その効果が大きいこと（すなわち、期限を設けずに親権の全部を喪失させるものであり、いわばオール・オア・ナッシング

グの制度であること) から、その申立てや審判がちゅうちょされたり、親権の喪失後の親子の再統合に支障を来したりするおそれがあるといった問題、②その要件(親権の喪失の原因)が親権の濫用又は著しい不行跡とされていることから、申立てや審判の在り方が親権者を非難するような形になり、親権の喪失後の親子の再統合に支障を来すおそれがあるといった問題があるため、必ずしも適切に利用されていない状況にあり、児童虐待の防止等の観点から、親権の制限の在り方について見直す必要性が指摘されている。

以上を前提に、1では、親権の制限の全体的な制度の枠組みについての見直し(親権の一時的制限制度の創設、管理権の喪失制度を含む親権の一部制限制度の見直し)を取り上げ、2では、親権の制限の具体的な制度設計の在り方(親権の制限の原因の定め方、親権の一時的制限の期間の定め方など)を取り上げている。

3では、父又は母が親権を行うことができないようにするのは異なる方法による実質的な親権制限の制度として、家庭裁判所による同意に代わる許可の制度を取り上げている。

(注)

この試案において、「喪失」とは、期限を設けずに親権の全部又は一部を行うことができないようにすることをいい、「一時的制限」とは、一定の期間に限って親権の全部又は一部を行うことができないようにすることをいう(それぞれを、法文上、どのような用語で表すかについては、なお検討するものとする。)

また、親権の全部又は一部についての喪失又は一時的制限を「親権の制限」といい、このうち親権の一部についての喪失又は一時的制限を「親権の一部制限」という。

なお、親権の制限がされ、その結果として、親権の全部又は一部を行う者がいなくなった場合には、現行の親権又は管理権の喪失の場合と同様、未成年後見が開始することを前提としている。

1 親権の制限の全体的な制度の枠組み(別表参照)

(1) 親権の全部についての喪失制度及び一時的制限制度

親権の全部の喪失制度(現行制度)のほか、親権の全部の一時的制限制度を設けるものとする。

(2) 親権の一部制限制度

次のような考え方があり、なお検討するものとする。

【甲1案】

親権の一部制限制度としては、現行の管理権の喪失制度のみとする。

(注)

【甲1案】は、現行制度に、親権の全部の一時的制限制度を加える考え方であり、全体的な制度の枠組みとしては、親権の全部の喪失制度、親権の全部の一時的制限制度及び管理権の喪失制度の三つとする考え方である。

【甲2案】

親権の一部制限制度として、管理権の一時的制限制度のみを設けるものとする。

(注)

【甲2案】は、現行制度に、親権の全部の一時的制限制度を加えるほか、現行の管理権の喪失制度に代えて、管理権の一時的制限制度を設ける考え方であり、全体的な制度の枠組みとしては、親権の全部の喪失制度、親権の全部の一時的制限制度及び管理権の一時的制限制度の三つとする考え方である。

【乙1案】

親権の一部制限制度として、現行の管理権の喪失制度のほか、監護権の一時的制限制度を設けるものとする。

(注)

【乙1案】は、現行制度に、親権の全部の一時的制限制度及び監護権の一時的制限制度を加える考え方であり、全体的な制度の枠組みとしては、親権の全部の喪失制度、親権の全部の一時的制限制度、監護権の一時的制限制度及び管理権の喪失制度の四つとする考え方である。

【乙2案】

親権の一部制限制度として、監護権の一時的制限制度及び管理権の一時的制限制度を設けるものとする。

(注)

【乙2案】は、現行制度に、親権の全部の一時的制限制度及び監護権の一時的制限制度を加えるほか、現行の管理権の喪失制度に代えて、管理権の一時的制限制度を設ける考え方であり、全体的な制度の枠組みとしては、親権の全部の喪失制度、親権の全部の一時的制限制度、監護権の一時的制限制度及び管理権の一時的制限制度の四つとする考え方である。

【丙案】

親権の一部制限制度として、親権の一部（事案ごとの必要性に応じて個別に特定される一部）についての喪失制度及び一時的制限制度を設けるものとする。

(注)

【丙案】は、現行の親権の喪失制度及び管理権の喪失制度に代えて、親権の全部又は一部の喪失制度及び親権の全部又は一部の一時的制限制度を設ける考え方である。

この案は、親権の内容について監護権や管理権といった民法において現在分類されているところから離れて、個別の事案ごとに、審判において喪失又は一時的制限の対象となる親権の一部を具体的に特定することを前提としている。

2 親権の制限の具体的な制度設計

(1) 親権の制限の原因

ア 親権の喪失の原因（【丙案】を採用場合には、親権の全部又は一部の喪失の原因）

次のような考え方があり、なお検討するものとする。

【A案】父又は母による虐待、悪意の遺棄又は財産の管理に関する不正な行為があった場合において、父又は母に親権を行わせることが子の利益を著しく害するときは、親権〔の全部又は一部〕の喪失をすることができるものとする。

【B案】父又は母による虐待、悪意の遺棄、財産の管理に関する不正な行為があった場合その他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適切であった場合において、父又は母に親権を行わせることが子の利益を著し

く害するときは、親権〔の全部又は一部〕の喪失をすることができるものとする。

【C案】父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適切であった場合において、父又は母に親権を行わせることが子の利益を著しく害するときは、親権〔の全部又は一部〕の喪失をすることができるものとする。

イ 親権の一時的制限の原因（【丙案】を採る場合には、親権の全部又は一部の
一時的制限の原因）

父又は母による親権の行使が困難又は不適切であった場合において、父又は母に親権を行わせることが子の利益を害するときは、親権〔の全部又は一部〕の一時的制限をすることができるものとする。

ウ 監護権の一時的制限の原因（【乙1案】又は【乙2案】を採る場合）

父又は母による監護権の行使が困難又は不適切であった場合において、父又は母に監護権を行わせることが子の利益を害するときは、監護権の一時的制限をすることができるものとする。

エ 管理権の喪失の原因（【甲1案】又は【乙1案】を採る場合）

次のような考え方があり、なお検討するものとする。

【A案】父又は母が、管理が失当であったことによってその子の財産を危うくしたときは、管理権の喪失をすることができるものとする。

【B案】父又は母による管理権の行使が困難又は不適切であった場合において、父又は母に管理権を行わせることが子の利益を害するときは、管理権の喪失をすることができるものとする。

オ 管理権の一時的制限の原因（【甲2案】又は【乙2案】を採る場合）

父又は母による管理権の行使が困難又は不適切であった場合において、父又は母に管理権を行わせることが子の利益を害するときは、管理権の一時的制限をすることができるものとする。

(2) 親権の一時的制限の期間

次のような考え方があり、なお検討するものとする。

【A案】

家庭裁判所は、〔2年〕を超えない範囲において制限の期間を定めて親権の一時的制限の審判をするものとする。

【B案】

親権の一時的制限の期間は、〔2年間〕とする。ただし、家庭裁判所は、〔特別の事情〕があるときは、〔2年〕を超えない範囲内において制限の期間を定めて親権の一時的制限の審判をすることができるものとする。

(注)

- 1 【A案】における制限の上限の期間又は【B案】における原則的な制限の期間の具体的な年数については、2年とすることが考えられるが、1年又は3年とする見解もあり、なお検討するものとする。
- 2 【B案】を採用する場合において、どのような場合に個別に制限の期間を定めることができるものとするか（すなわち、ただし書の要件をどのように規律するか）については、なお検討するものとする。
- 3 上限の期間も原則的な期間も設けず、家庭裁判所が個別の事案ごとに制限の期間を定めるものとする見解もある。

(3) 親権の制限の審判の取消し

親権の制限の審判は、その原因が消滅したときは、家庭裁判所がこれを取り消すことができるものとする。

(4) 親権の制限の審判又はその取消しの申立人

- ① 現行の親権又は管理権の喪失制度と同様に、子の親族及び検察官は、親権の制限の審判の申立人とするものとするが、このほかに、子を親権の制限の審判の申立人に加えることについては、なお検討するものとする。
- ② 現行の親権又は管理権の喪失の審判の取消制度と同様に、親権の制限をさ

れた本人（父又は母）及びその親族を親権の制限の審判の取消しの申立人とするものとする。

(注)

- 1 親権の制限の審判の申立人に子を加えるかどうかについては、積極・消極の両論があるほか、親権の喪失の審判の申立人には子を加えず、親権の一時的制限の審判の申立人には子を加えるものとする見解もある。
- 2 児童福祉法上の手当てにより、児童相談所長も親権の制限の審判の申立人とされることを想定している。

なお、児童相談所長を親権の制限の審判の取消しの申立人とするかどうかについては、別途検討されることを想定している。

(5) 親権の一時的制限の場合の再度の親権の制限

親権の一時的制限の期間の満了後も、引き続き、親権を行うことができないようにすることができるものとするが、その場合の規律については、特段の規律を設けるかどうかも含めて、なお検討するものとする。

3 同意に代わる許可の制度

父又は母による親権の行使が困難又は不適切であって父又は母に親権を行わせることが子の利益を害する場合において、法定代理人の同意を得なければならない未成年者の法律行為について、親権を行う父又は母が未成年者の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、法定代理人の同意に代わる許可を与えることができるものとする制度を設けるかどうかについては、なお検討するものとする。

第2 未成年後見制度の見直し

第1の冒頭に記載したとおり、親権の制限により、親権の全部又は一部を行う者がいなくなった場合には、未成年の子について未成年後見が開始し、未成年後見人が選任されることとなる。現行民法では、未成年後見人に法人を選任することはできないものと解されており、また、未成年後見人は、一人でなければなら

ないものとされている（第842条）。

他方、成年後見制度においては、法人を成年後見人に選任し、複数の成年後見人を選任することが認められている（第843条第3項、第4項、第859条の2）。

以上を前提に、1では、法人による未成年後見を取り上げ、2では、未成年後見人の人数を取り上げている。

1 法人による未成年後見

法人を未成年後見人に選任することができるものとする。

(注)

未成年後見人としての適格性を有する法人が未成年後見人に選任されることをどのように制度的に担保するかについては、なお検討するものとする。

2 未成年後見人の人数

複数の未成年後見人を選任することができるものとする。

(注)

複数の未成年後見人の権限の行使についての規律については、なお検討するものとする。

第3 その他

現行民法は、第820条において、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」と規定し、親権に義務的側面があることを明らかにしている。

また、児童虐待の防止等に関する法律は、第4条第6項において、「児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。」と規定し、第14条第1項において、「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。」と規定している。

さらに、現行民法は、第822条第1項において、「親権を行う者は、必要な範囲

内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。」と規定し、同条第2項において、子を懲戒場に入れる期間は家庭裁判所が定めると規定しているが、現在、同条にいう懲戒場は存在しない。

以上を前提に、1では、子の利益の観点の明確化の点を取り上げ、2では、懲戒を取り上げている。

1 子の利益の観点の明確化

民法の親権に関する規定において、子の利益の観点を明確にする方策については、なお検討するものとする。

2 懲戒

懲戒に関する規定を見直すことについては、なお検討するものとする。

(後注)

家庭裁判所における手続及び戸籍の記載等に関する規律については、所要の手当てを行うものとする。

親権の制限の全体的な制度の枠組みについて

現行制度	親権の喪失		管理権の喪失
甲1案	親権の喪失・一時的制限		管理権の喪失
甲2案	親権の喪失・一時的制限		管理権の一時的制限
乙1案	親権の喪失・一時的制限	監護権の一時的制限	管理権の喪失
乙2案	親権の喪失・一時的制限	監護権の一時的制限	管理権の一時的制限
丙案	親権の全部又は一部の喪失・一時的制限		

予防接種の実施に際しての保護者の同意について

- 予防接種法において、「保護者」とは、「親権を行う者又は後見人」とされている（予防接種法第2条第4項）。
- 予防接種の実施に当たっては、保護者に対して予防接種の効果及び副反応について説明をした上で、保護者の文書による同意を得ることが必要である（予防接種実施規則第5条の2）。
- この保護者の同意については、予防接種実施要領（厚生労働省健康局長通知）において、接種時の保護者同伴を求めた上で、予診の際に保護者に対して説明を行い、文書による同意を取得することを想定している。
- しかしながら、保護者が何らかの理由で同伴できない場合については、被接種者の健康状態を普段より熟知し、保護者の代わりを務められる者が同伴することで差し支えないこととしている。（平成20年3月31日厚生労働省結核感染症事務連絡「定期（一類疾病）の予防接種実施要領における保護者の同伴等について」）
 - ※ このような場合、予診のタイミングで保護者から文書によって同意を得ることは困難になるため、前記事務連絡においては、①事前に保護者に説明する等により、保護者の文書による同意を得ておくこと、②当日予診票に追加の記載等が必要な場合は、保護者等の委任状等により、同伴者の同意が有効なものとみなせるようにしておくことを求めている。
- また、児童が児童福祉施設等に入所しており、接種の機会ごとに保護者の文書による同意を得ることが困難な場合も想定される。このような場合には、児童に未接種の予防接種を受けさせることについて、児童福祉施設等において、保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくという運用が行われているところである。
 - ※ このような場合、児童福祉施設の長等が保護者に該当するわけではない。しかし、児童福祉施設の長等は、親権者・後見人がいる場合であっても、「監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとる

ことができる」こととされており（児童福祉法第47条第2項）、予防接種を受けさせることも児童福祉施設の長等が行うことができる「監護」に含まれると解されるが、一般に、保護者の同意を得た上で予防接種を受けさせているところ。特に、予防接種法上の予防接種については、予防接種法令において、保護者の文書による同意を求めていることから、保護者から接種を受けさせることについて同意を取得する必要がある。この同意によって、接種時の同伴、予診票への記載、予防接種の効果及び副反応について説明を受けること、接種の文書による同意等接種を受けさせるために必要な点について、児童福祉施設の長等は、保護者の委任を受けているものと解することができる。（この場合、予防接種実施者側が委任関係を確認できるよう、保護者の委任状等の提示が求められる。）

- なお、「保護者」の範囲に児童福祉施設等の長を含めることができるか否かについては、今後の「親権」についての議論、児童福祉法の改正論議等を見極めた上で、検討することが必要である。

(参考)

○予防接種法

第2条

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

○予防接種実施規則

(説明と同意の取得)

第5条の2 予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の効果及び副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。

○「定期（一類疾病）の予防接種実施要領」（平成17年1月27日付け健発第0127005号厚生労働省健康局長通知別添）（平成20年3月21日健発第0321008号により改正）

第1 総論

1.1 予防接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い予防接種実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

ただし、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種において、保護者が接種の場に同伴しない場合には、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る主な副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度についての説明を事前に理解する必要があるため、様式第四予診票を参考に、説明に関する情報を含有している予診票を作成したうえで、事前に保護者に配布し、保護者がその内容に関する適切な説明を理解したこと及び予防接種の実施に同意することを当該予診票により確認できた場合に限り接種を行うものとする。

なお、麻しん及び風しんの第4期の予防接種のうち、被接種者が既婚者である場合は、被接種者本人の同意にて足りるものとする。

○ 定期(一類疾病)の予防接種実施要領における保護者の同伴等について(平成20年3月31日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)

標記については、平成20年3月21日付け健発第0321008号厚生労働省健康局長通知(「定期の予防接種の実施について」の一部改正について)における別添(定期(一類疾病)の予防接種実施要領)により規定しているところであるが、個別接種時に保護者の同伴が必要であることについては、現下の就業環境では困難な家庭も多いことから、祖父母等の同伴も認めるべきであるとの要望があったところである。今般、麻しんの定期接種3期、4期を追加し、定期の予防接種の充実を図ったところであるが、積極的に予防接種を勧奨するとともに、十分な接種の機会を確保する観点から同要領中の保護者の同伴等については、下記のとおり取り扱って差し支えないこととして整理したので、お知らせする。

記

定期予防接種には、原則、保護者の同伴を必要とするが、保護者が何らかの理由で同伴できない場合、被接種者の健康状態を普段より熟知し、保護者の代わりを務められる者が同伴することで差し支えないものとする。

ただし、予診票への保護者の署名については、事前に説明する等により、得ておくとともに、当日追加の記載等が必要な場合は、保護者の委任状等により同伴者の同意が有効なもののみなせるようにしておくものである。

○ 児童福祉法

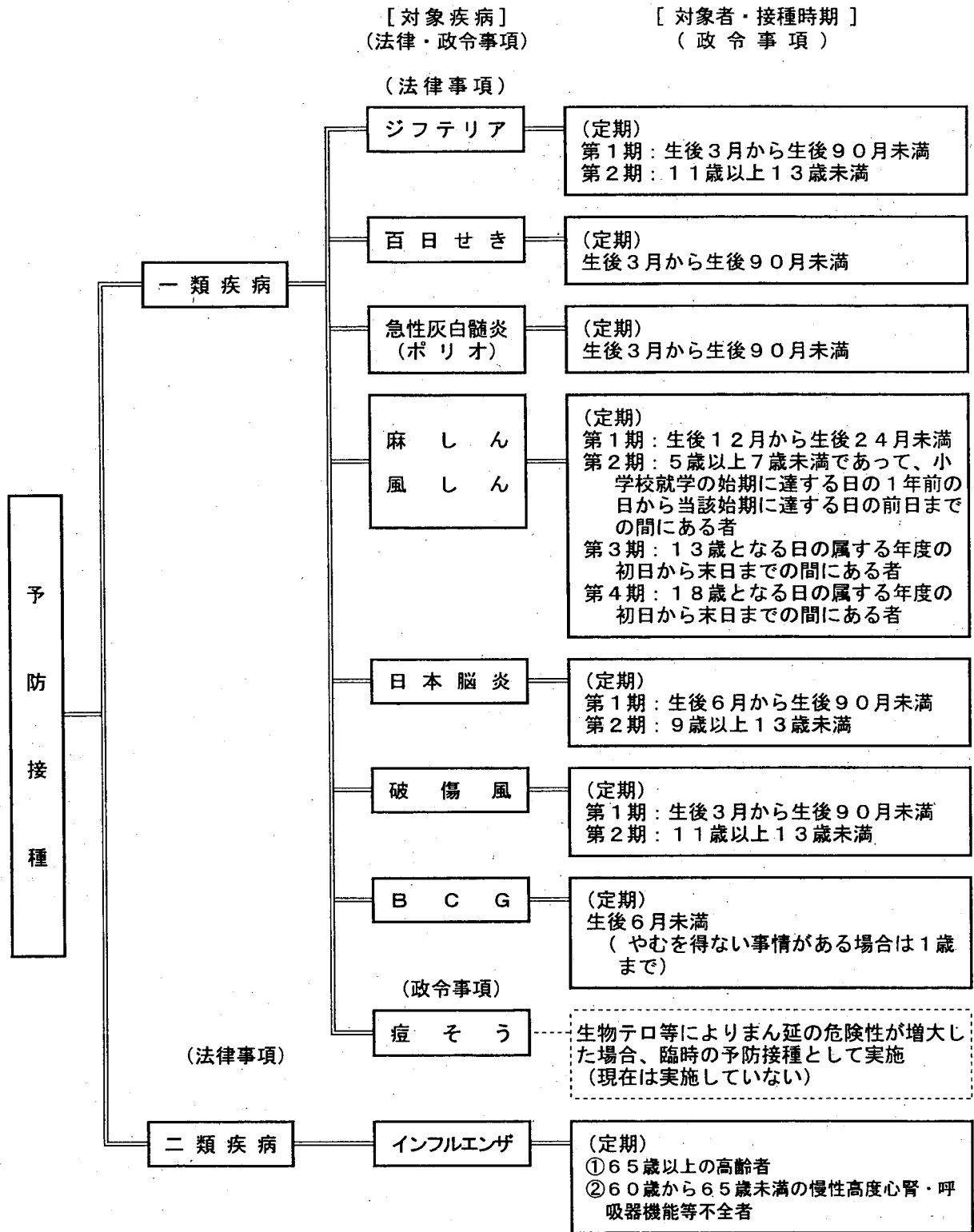
第27条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

第47条 児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

○2 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

予防接種法に規定される対象疾病



- ・平成13年予防接種法改正により、インフルエンザを二類疾病に追加。
- ・平成15年予防接種法施行令改正により、痘そうを一類疾病に追加。
- ・平成17年4月から結核予防法の改正により、乳幼児へのツ反を廃止・直接BCG接種（生後6ヶ月未満まで）の実施。
- ・平成17年予防接種法施行令改正により、日本脳炎の第3期接種の廃止。
- ・平成18年4月1日から予防接種法施行令改正により、麻しん及び風しんの2回接種の導入。
- ・平成19年4月1日から結核予防法の廃止により、BCG接種を予防接種法に追加。
- ・平成20年4月1日から予防接種法施行令改正により、麻しん及び風しんの第3期・第4期の対象を時限的に（5年間）追加

相談窓口の更なる周知について

- 児童虐待による死亡事例の中には、近隣の方等が虐待の疑いを持っていたにも関わらず、残念ながら児童相談所等の関係機関に通告がなかったケースも多い。

【参考】 児童虐待による死亡事例のうち、児童相談所等に通告がなかったもの:87.5%

(「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第6次報告)」より)

- 児童虐待の防止のためには、育児や子育てに悩んだ時や虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、躊躇せずに相談や通告ができることが何よりも重要であるため、各自治体及び児童相談所におかれては、地域の相談機関や以下の相談窓口について、年度初めや11月の児童虐待防止月間はもちろんのこと、日頃より、地域住民に対して継続的に広報を行っていただきたい。

児童相談所全国共通ダイヤル (0570-064-000)

- ・全国共通の電話番号によって管轄の児童相談所に電話が転送される仕組み。(平成21年10月1日より運用)
[加入率:93%(平成22年3月1日現在)]
- ・今後、新たに加える場合も工事費や運営経費は不要(通常の電話料金は負担あり)であるので、未加入の児童相談所や新たに設置される児童相談所におかれては、積極的にご加入いただきたい。
(児童相談係までご連絡ください。)

望まない妊娠に関する相談窓口

1 望まない妊娠に関する相談窓口の把握周知に関する提言

『社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(第5次報告書)』の提言において、次のように提言されている。

○ 地方公共団体に対する提言

「乳児期において亡くなった子どものうち心中以外の事例において43.2%が生後間もなく亡くなっており、これらの親には望まない妊娠であったという者も少なからずいることから妊娠に気づいた段階で悩みを相談できる体制の充実を行うべきである。」

○ 国に対する提言

「国は、各地域で望まない妊娠等の相談を行う取組を収集・提供を行うべきである。」

2 児童相談所での対応

児童相談所においても、「児童相談所運営指針」で、次のように相談対応を図ることが示されている。

○ 「児童相談所運営指針」第3章第2節3(3)

「妊婦からの相談については、相談の趣旨を十分受け止めた上で、保健所や市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所等適切な機関にあっせんするとともに、出生後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めること。さらに、子どもの出生前であっても必要な場合には、市町村と連携して、要保護児童対策地域協議会等を活用し、出生後の対応について検討することも必要である。」

3 望まない妊娠等に関する相談窓口について

上記の提言を踏まえ、望まない妊娠をした人等が相談しやすい窓口の例について調査把握した。

これが相談窓口の全てではないが、一つの例として参考にしながら今後さらに窓口の把握と周知を図っていく必要がある。

○ 公的機関の例(別添1参照)

地方公共団体の母子保健担当課などが業務として行っているものとは別に、別添1のとおり、女性健康支援センターのような相談窓口がある。

○ 主に民間機関の例(別紙2参照)

今般、提言を受けて、主に民間機関の相談窓口として、調査時点で自治体が把握していたものを取りまとめた。

女性健康支援センター事業

思春期から更年期に至る女性を対象とし、身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施。

○ 対象者

- (1) 思春期にあつて健康相談を希望する者
- (2) 妊娠、避妊についての確な判断を行うことができるよう、相談を希望し、またはこれを必要とする者
- (3) 不妊に関する一般的な相談を希望する者
- (4) メンタルケアの必要な者
- (5) 婦人科疾患、更年期障害を有する者
- (6) その他、性感染症を含め女性の心身の健康に関する一般的な相談を希望する者等

○ 実施担当者

医師、保健師又は助産師等

○ 実施場所

保健医療施設等相談者の利用しやすい施設において実施

37カ所(平成21年度)

青森県、岩手県、宮城県、山形県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、札幌市、仙台市、川崎市、福岡市、川崎市、盛岡市、船橋市、久留米市

○ 予算

「母子保健医療対策等総合支援事業」のメニューとして実施。

8,093百万円の内数(平成22年度予算)

○ 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

○ 補助率 1/2 (負担割合: 国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2)

全国の女性健康支援センター一覧

(平成21年度)

実施主体	実施場所	問い合わせ先	電話番号
01 青森県	保健所	青森県健康福祉部こどもみらい課	017-722-1111(代)
02 岩手県	保健所	岩手県保健福祉部児童家庭課	019-651-3111(代)
03 宮城県	仙台市以外の5市町を巡回	宮城県保健福祉部健康推進課	022-211-2623
04 山形県	保健所	山形県子ども政策室子ども家庭課	023-630-2211(代)
05 栃木県	広域健康福祉センター(保健所)	栃木県保健福祉部こども政策課	028-623-3064
06 埼玉県	(社)日本助産師会埼玉県支部	(同左)	048-749-1312
07 千葉県	健康福祉センター	千葉県健康福祉部児童家庭課	043-223-2110(代)
08 東京都	(社)日本家族計画協会	(同左)	03-3269-4041
09 神奈川県	保健福祉事務所	神奈川県保健福祉部健康増進課	045-210-1111(代)
10 新潟県	保健所	新潟県福祉保健部健康対策課	025-285-5511(代)
11 富山県	厚生センター	富山県厚生部健康課	076-444-3226
12 石川県	石川県妊娠専門相談(妊娠110番)	(同左)	076-238-8827
13 山梨県	女性健康相談センター「ルピナス」	(同左)	055-223-2210
14 静岡県	思春期健康相談室	(同左)	055-952-7530
15 愛知県	(社)愛知県助産師会	(同左)	052-613-5751
16 滋賀県	子育て・女性健康支援センター	(同左)	077-586-2609
17 兵庫県	健康福祉事務所	兵庫県健康福祉部健康局健康増進課	078-341-7711(代)
18 奈良県	保健所	奈良県福祉部健康安全局健康増進課	0742-22-1101(代)
19 鳥取県	保健所	鳥取県福祉保健部子育て支援総室	0857-26-7111(代)
20 島根県	保健所	島根県健康福祉部健康推進課	0852-22-6130
21 山口県	県立総合医療センター	(同左)	0835-22-8803
22 徳島県	保健所	徳島県保健福祉部医療健康総局健康増進課	088-621-2220
23 香川県	保健福祉事務所	香川県健康福祉部子育て支援課	087-832-3285
24 愛媛県	保健所	愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課	089-941-2111(代)
25 福岡県	保健福祉環境事務所	福岡県保健医療介護部健康増進課	092-651-1111(代)
26 佐賀県	保健福祉事務所	佐賀県健康福祉本部母子保健福祉課	0952-24-2111(代)
27 長崎県	保健所	長崎県こども政策局こども家庭課	095-824-1111(代)
28 熊本県	熊本県女性相談センター	(同左)	096-381-4340
29 宮崎県	保健所	宮崎県福祉保健部健康増進課	0985-26-7078(代)
30 札幌市	各区保健センター	札幌市保健福祉局保健所健康企画課	011-622-5151(代)
31 仙台市	保健所	仙台市子供未来局子供育成部子供企画課	022-261-1111(代)
32 川崎市	各区保健福祉センター	川崎市市民・こども局こども本部こども家庭課	044-200-2111(代)
33 福岡市	各区保健福祉センター	福岡市こども未来局こども部地域子育て支援課	092-711-4114
34 川崎市	川崎市総合保健センター	川崎市保健医療部健康づくり支援課	049-224-8611(代)
35 盛岡市	保健所	盛岡市保健所健康推進課	019-603-8303
36 船橋市	保健所	船橋市保健所保健予防課	047-431-4191(代)
37 久留米市	保健所	久留米市保健所健康推進課	0942-30-9731

望まない妊娠への全国の相談対応窓口（主に民間機関）

注1) 取りまとめ方法 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が把握している望まない妊娠等（※）についての相談対応（電話相談のみも含む。）を行っている主に民間機関の名称・住所・連絡先につき、公表可能なものを取りまとめたもの。 （※ 望まない妊娠等 本調査においては、妊娠したこと自体について、様々な要因（本人が望んでいない、相手が望んでいない等）により悩んでいる場合。また、育て方が分からない、子どもを育てられない等の否定的、消極的な場合をいう。）
注2) 対象機関の範囲 全国の都道府県等においては、通常業務の一環として望まない妊娠等についても相談対応を行っているが、本取りまとめにおいては除外している。 相談しやすさという観点から、次のとおり、主に地方公共団体以外の窓口（民間）として把握されているもののみを抽出している。 ① 地方公共団体以外で望まない妊娠等の相談対応を行っている機関（民間機関） ② 地方公共団体の機関であるが、望まない妊娠等に特化して相談対応を行っている機関（公的な専門機関）
したがって、都道府県等に機関名の掲載がない場合であっても、把握している民間団体等の相談機関の把握がないということであり、都道府県等の相談対応は各所で行われている。

	名称	住所	連絡先	特化(望まない妊娠相談)
北海道				
1	妊娠SOSホットライン(村山宅)	旭川市(以下非公表)	0120-08-5274	○
2	妊娠SOSホットライン(伏見宅)	帯広市(以下非公表)	0155-21-5759	○
3	妊娠SOSホットライン(細野宅)	釧路市(以下非公表)	0120-45-8852	○
4	助産院hugネット	(社)日本助産師会北海道支部	080-6075-1008	
青森県				
1	レディースサポートほほえみ (社)日本助産師会青森県支部	青森市大字駒込字蛭沢289-39	017-742-3535	
2	安齋レディースクリニック	五所川原市一ツ谷536-18	0173-33-1103	
福島県				
1	西口クリニック婦人科	福島市三河南町10-5	FAX 024-525-6390	
2	明治病院	福島市北町2-40	024-521-0805	
3	大川レディースクリニック	福島市鳥谷野字天神3-11	024-545-8883	
4	ふくしま思春期サポーターの会	福島市蓬萊町7-3-23	FAX 024-549-6835	
茨城県				
1	助産師なんでも電話相談	(社)日本助産師会茨城県支部	029-233-5844 火・木の9:00~17:00	
栃木県				
1	クローバーピアルーム	宇都宮市馬場通り2-3-12 ラパーク長崎屋2階	028-632-0881 【毎週日曜日 13:30~17:00】 メール相談: peerroom1020@rapid.ocn.ne.jp	

	名称	住所	連絡先	特化(望まない妊娠相談)
千葉県				
1	ミッドワيف千葉	(社)日本助産師会千葉県支部 香取郡多古町間倉544-75	080-5039-4720(代表)	
東京都				
1	女性のための健康ホットライン	新宿区市谷田町1-10 (社)日本家族計画協会内	03-3269-7700	
石川県				
1	妊娠110番	非公表	076-238-8827	○
岐阜県				
1	母と子のなんでも相談	(社)日本助産師会岐阜県支部	058-275-8677	
愛知県				
1	女性の健康なんでも相談	名古屋市南区	052-613-5751	
京都府				
1	妊娠出産・不妊ほっとコール	京都市上京区河原町通広小路ル梶井町465 (京都府立医科大学付属病院内)	075-253-6180	
大阪府				
1	社団法人大阪府助産師会 子育て・女性の健康支援センター	大阪市天王寺区細工谷1丁目1番5号	06-6771-3839	
2	APCC相談室(思春期妊娠危機センター)	大阪市天王寺区東高津町12-10-210 社 団法人家庭養護促進協会内	06-6761-1115	
3	ウィメンズセンター大阪	大阪市阿倍野区旭町2-1-1-123	TEL 06-6632-7011 FAX 06-6632-7012	
鳥取県				
1	子育てと女性の健康相談	(社)日本助産師会鳥取県支部	090-8063-3521 090-3308-0065	
島根県				
1	助産師ダイヤル	(社)日本助産師会島根県支部	090-7135-4637 【毎月1~15日】 090-7136-4609 【毎月16~31日】	
高知県				
1	児童家庭支援センターびやくれん	高岡郡佐川町甲1110-1	0889-20-0203	
2	児童家庭支援センターみその	高知市新本町1-7-30	088-872-6488	
3	児童家庭支援センターわかくさ	四万十市下田2211	0880-33-0258	
福岡県				
1	妊婦さん・赤ちゃん・子ども・思春期電話相談	〒812-0054 福岡市東区馬出4-10-1 ナースプラザ福岡	092-642-0110	○
佐賀県				
1	アバンセ女性総合相談	佐賀市天神3-2-11	0952-26-0018	
2	佐賀いのちを大切に作る会	佐賀市神野東3丁目2-6	0952-32-2372	
3	NPO法人ウィメンズサポートセンターネットワーク	佐賀市アイスクエアビル3階オープンスペース	毎週土曜日	
長崎県				
1	子育てサポート レインボーさんぽハウス	南島原市西有家町慈恩寺1737	090-8394-5533	

	名称	住所	連絡先	特化(望まない妊娠相談)
2	大村いのちを大切にする会		0120-89-5029	
熊本県				
1	熊本県助産師会 くまもと女性健康支援センター	熊本市本山3丁目3番25号	096-325-9432 (電話相談) 月～金 10:00～16:00	
2	医療法人 聖粒会 慈恵病院 SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口	熊本市島崎6-1-27	0120-783-449 24時間無料電話相談	
鹿児島県				
1	円プリオかごしま	鹿児島市紫原1-24-1-101	099-206-7469	○
沖縄県				
1	城辺中央クリニック	宮古島市城辺字比嘉628-5	0980-77-4693	
2	みやこ母子クリニック	宮古島市平良字東仲宗根596	0980-73-4103	
新潟市				
1	ハローミッドワイフ	新潟市中央区上大川前通2番町140番地	025-223-3231	
神戸市				
1	あすてっぷKOBЕ(男女共同参画センター)	神戸市中央区橘通3丁目4番3号	078-361-8361	



雇児総発第 0405001 号

平成 19 年 4 月 5 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部局長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



出産や育児に悩みを持つ保護者に対する 相談窓口の周知等について

今般、熊本市内の医療機関において、「このとりのゆりかご」が設置されることとなったが、保護者が子どもを置き去りにする行為は、本来あってはならない行為である。

各地方自治体におかれては、このような基本認識に立って、出産や育児に悩みを持つ保護者に対し、まずは児童相談所、市町村保健センター等の相談窓口にご相談していただくことの周知を図るなど、各種の関連施策を推進することが重要である。

このため、都道府県等においては、下記に掲げる項目について積極的な取組を展開していただくよう、あらためてお願いする。

記

1. 相談窓口の周知等

(1) 児童相談所等における養護相談の周知

従来より、各児童相談所や、住民に身近な市町村の児童家庭相談窓口（家庭児童相談室等）において、保護者の失踪等による養育困難児や棄児等に関する養護相談を受け付けてきたところであるが、こうした養育困難児等に関する相談を児童相談所や市町村が担当していることを、相談窓口の所在地や連絡先等も併せて、改めて

周知すること。

(2) 妊娠について悩んでいる者に対する相談援助の展開

「女性健康支援センター事業」(全国31箇所)、「妊娠について悩んでいる者に対する相談援助事業」(全国4箇所)、「思春期相談クリニック事業」(全国29箇所)を展開しているところである。さらに、都道府県によっては自治体独自でこうした相談事業に取り組んでいるところがある。各都道府県においては、こうした事業や自主的な取組によって、相談窓口の設置等の取組の充実を検討すること。

2. 若い世代に生命の大切さを訴える取組の推進

(1) 児童ふれあい交流事業の推進

各市町村が実施主体となって、地域の中・高校生と乳幼児と出会いふれあう機会を提供する事業などからなる「児童ふれあい交流事業」に対する国庫補助を行っているところであるが、こうした国庫補助金も活用しながら、中・高校生と乳幼児とがふれあう機会を持てるようにすること。

(2) 母子保健事業の活用

各市町村においては、妊娠時の母子健康手帳の交付、妊産婦等を対象とした保健指導、訪問指導、健康診査などの実施、さらに各市町村が主体となった両親学級などをはじめとした母子保健事業が実施されているところであるが、こうした機会を活用して、妊娠・出産期における不安の解消、生命の大切さについての理解の促進に努めること。

(3) 子育てパパ応援事業の活用

平成19年度予算においては、子育てパパ応援事業を次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)に盛り込んでいるところである。これは、地域ぐるみで父親の育児参加を推進するため、父親学級やプレパパ講座の実施等を行うものであり、こうした事業も活用しながら、生命の大切さについての理解の促進に努めること。

(4) その他

このほか、教育委員会等と連携し、学校教育の中で、生命の尊さや大切さに関する授業や活動を展開するよう検討すること。

